学校いじめ防止基本方針

松戸市立中部小学校いじめ防止基本方針

本校は、いじめ防止対策推進法第13条により、「学校いじめ防止基本方針」を以下のように策定する。〈平成26年3月3日策定、平成31年4月1日一部改訂〉

第1　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1　いじめの防止等の対策に関する基本理念

(1)「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
(2) いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
(3) いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
(4) 家庭・地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

2　児童の責務

(1) 全ての児童は、いじめを行ってはならない。
(2) 全ての児童は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
(3) 全ての児童は、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

3　学校及び教職員の責務

(1) 学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない。
(2) 学校及び学校の教職員は、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない。

4　いじめの定義（法2条）

児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

第2　いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

(1) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア 「いじめ防止等の対策のための組織」の設置

＜構成員＞
校長（総括）、教頭（渉外）、教務主任（調整、記録）、生徒指導主任（指導）、
学年主任（指導）、養護教諭（支援）
※事案により柔軟に編成する。

イ　組織の役割

（ア）学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・熟考・検証・修正の中核としての役割

（イ）いじめの相談・通報の窓口としての役割

（ウ）いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（エ）いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ　会議の開催

（ア）学期に2回以上の定例会の開催

（イ）いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

ア　未然防止

（ア）わかる授業の実施

ａ「できるからやる」学習の推進

ｂ　教えて考えさせる授業の展開

ｃ　授業づくりのPDCAサイクルの活用

（イ）道徳教育及び体験活動等の充実

ａ　法やルールの意義や遵守の理解

ｂ　基本的生活習慣や規範意識、自己肯定感や思いやり等の道徳性の育成

ｃ　主体的に判断し、適正に行動できる人間の育成

（ウ）豊かな人間関係づくり

ａ　Ｑ－Ｕ調査を活用した「ルール」と「リレーション」のある学級づくり

ｂ　松戸市版「豊かな人間関係作りプログラム」の活用

ｃ　異学年集団での活動の充実

（エ）規範意識の育成

ａ　いじめ防止対策推進法の周知

ｂ　ネットリーフレットの活用による、ネットいじめ防止の啓発

ｃ　生活規律や学習規律の確立

（オ）児童会活動を中心とした自発的活動

ａ「ストップ・ザ・いじめ」子どもの心を耕す標語大作戦の実施

ｂ　いのちを大切にするキャンペーンの取組。

ｃ　児童集会でのいじめ撲滅宣言の実施

ｄ　朝のあいさつ運動の実施

（カ）教師の人権意識の向上

ａ　いじめ事例研修の実施

ｂ　教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの共通理解

ｃ　過度の競争意識等が児童のストレスを高め、いじめを誘発する可能性があることの共通理解

イ　早期発見

（ア）定期的なアンケート調査

ａ　月１回の学校生活アンケートの実施

ｂ　４、５、６年に関しては、１学期、２学期にＱ－Ｕ調査と分析を行う。

(イ) 教育相談

a 月1度の教育相談日の設定。

b 保健室前と英語ルーム前に相談箱を設置し、いつでも相談できる環境を設定する。

c 日常の教育相談の充実及び「話す勇気」を持つ指導の充実

(ウ) 児童観察

a 授業時間だけでなく、昼休み等授業時間外も児童の人間関係を観察する。

例)隣の子と机が離れていないか、掲示物や作品に落書きはないか

あだ名が平気で使われていないか、冷やかしや嘲笑がないか 等

(エ) 相談窓口の周知

a 学校の相談窓口担当者(教頭、浜田、沼田、廣瀬、渡邊祐)電話番号(047－363－4191)

b いじめ相談専用ダイヤルカードの配付

ウ 早期対応

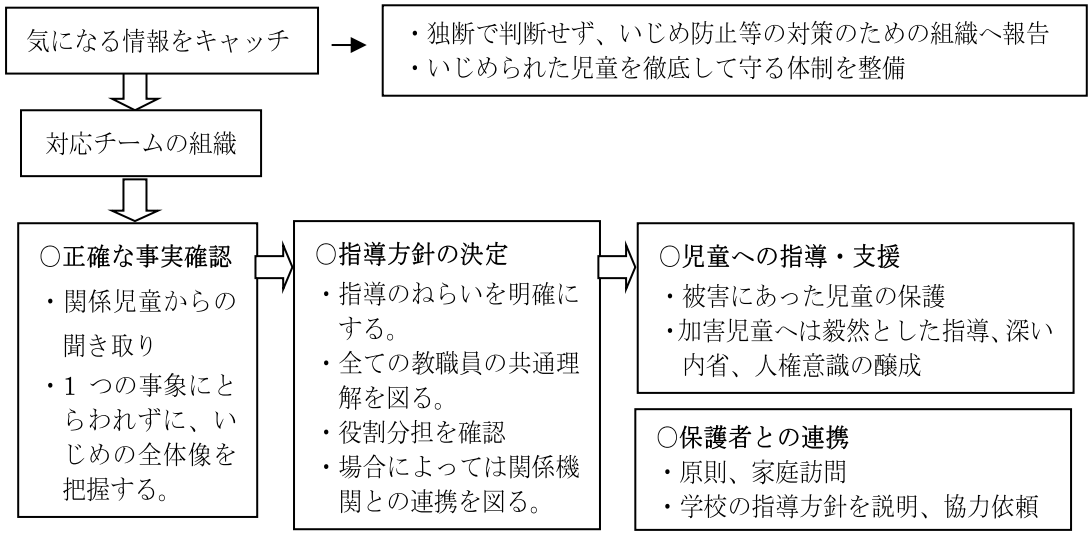

(ア) 対応チームの発足

a 「いじめ防止等の対策のための組織」を中心に、対応チームを発足する。

b 対応チームのメンバーは学年職員、部活動顧問等、適切な対応ができるように、柔軟に構成する。

(イ) 正確な事実確認

a 1 つの事象にとらわれずに、いじめの全体像を把握する。

b 複数名で聞き取りを行う。

c いじめた児童がいじめられた児童や通報者に圧力をかけることのないように配慮する。

(ウ) 指導方針の決定

a 指導のねらいを明確にする。

b 全教職員の共通理解を図り、役割分担を確認する。

c 場合によっては関係機関(警察、児童相談所等)との連携を図る。

(エ) いじめられた児童への支援

a 徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える

b 対応について説明し、不安な点を聞き取り対応策を示す。

c 表面的に解決したと判断せず、支援を継続する。

(オ) いじめた児童への指導

a いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
b 自分はどうするべきだったのか、これからどうしなくてはならないのかを内省させる。
c 保護者には事実を説明する。
d 学校による指導で改善が見られない場合は、懲戒や出席停止等適切な措置を講じる。その際に、保護者の理解を十分に得るように留意する。

(カ) 観衆、傍観者への指導
a いじめは学級や学年集団全体の問題として対応する。
b いじめは絶対に許されない行為であるということ、いじめ根絶に本気で取り組む姿勢を児童に示す。
c 人権意識の醸成を図る。

エ 継続支援

(ア) チームによる見守り
a いじめられた児童に安心感を与え、心のケアを行う。
b 教職員がシフトを組み、隙のない体制で見守りを行う。

(イ) 定期的な個人面談
a いじめ解決から断続的に個人面談を行い状況を把握する。

(ウ) 家庭への定期連絡
a 児童との面談後、面談の結果や教師から見た学校の様子等を家庭に連絡する。
b 家庭での様子等を聞き、寄り添う姿勢を伝える。

(エ) 進級、進学にともなう引継ぎ
a 情報共有のもと、児童間の人間関係等の引継ぎを確実に行う。
b 小学校から中学校への進学に関する引継ぎは、綿密に行う。

オ 家庭、地域等との連携

(ア) 家庭との連携
a 学校基本方針等について保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報共有しやすい関係を築く。
b いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、すみやかに学校に相談するよう啓発する。

(イ) PTAや地域との連携
a 学校基本方針等について地域に周知し、理解を得る。また、情報が入りやすいように日頃より連携をすすめる。
b PTAといじめ問題について協議する「いじめ防止対策連絡協議会」を必要に応じて設ける。

カ 関係機関との連携

(ア) 教育委員会との連携
a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
c いじめの状況について報告し、情報を共有する。
d 出席停止措置について協議する。

(イ) 子ども家庭相談課、松戸市少年センターとの連携
a 問題解決に向けて指導助言等必要な支援を受ける。
b 相談電話が入った場合等は情報提供を求める。
c 生活環境に問題がある場合には、情報提供をし、民生児童委員も含め、協力して改善を図る。

(ｳ) 警察との連携

a いじめが暴力行為や恐喝等、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や東葛少年センターに相談し、連携を図る。

b 所轄の警察署との連携を図るため、定期的にまたは必要に応じて、相互協力する体制を整えておく。

＜関係機関一覧＞ *※事案によっては、下記関係機関以外との連携もある。*

関係機関名	連絡先電話番号
松戸市教育委員会児童生徒課	047－366－7461
松戸市子ども家庭相談課	047－366－3941
松戸市少年センター	047－366－7464(中央保健福祉センター内)
松戸警察署	047－369－0110
東葛少年センター	04－7162－7867

2 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

a 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

b 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

c 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 重大事態の対処

a 重大事態が発生した旨を、教育委員会指導課へ速やかに報告する。

b 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

c 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

d 議事録は、録音などをもとに作成する。

e 調査結果については、いじめを受けた児童生徒･保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

f 調査結果を、教育委員会指導課へ報告する。

3 学校いじめ防止基本方針やいじめについての取組の点検･評価･公表

(1) 学校いじめ防止基本方針について

a いじめの防止のための組織を中心に、全教職員で基本方針の点検や見直しを行う。

b 学校ホームページで公表する。

(2) いじめについての取組について

a 学校評価を活用し、いじめ防止の取組について、児童、教職員、保護者が評価する。

b 評価結果の分析に基づき、取組の改善を図る。

c 評価結果を公表し、児童、保護者、地域へと周知する。